

5 営 第 1 8 号
令和5年1月23日

(営繕工事関係団体の長) 様

京都府建設交通部営繕課長

営繕工事における単品スライド条項に係る運用について (通知)

平素は、京都府の営繕工事にご協力いただきありがとうございます。

工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)の運用について、令和4年10月5日に改正されておりますが、上記の運用の考え方について、国土交通省大臣官房官庁営繕部において策定された「工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(案)(営繕工事版)」に準じて取り扱うこととしましたので、お知らせします。

担 当 営繕課 建設設備管理係 連絡先 075-414-5380
